

入札説明書

次の業務の入札に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 業務件名

100 歳高齢者祝福事業に係る贈呈品の梱包及び配送等業務

(2) 仕様

別添仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和 7 年 7 月 29 日（火）から令和 7 年 11 月 4 日（火）まで

(4) 履行場所

兵庫県（以下「県」という。）が指示する場所

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者又は登録されていない者で下記 6(2)の入札開始日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第 2 号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該業務の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札者に求められる義務

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書を令和7年7月14日（月）午後5時までに下記4(1)で定める場所に提出すること。

また、開札日の前日までの間において、契約担当者から提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

4 入札参加の申し込み

(1) 申込場所

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県福祉部高齢政策課企画調整班 担当：山本

電話 (078)341-7711（内線 73520） FAX (078)362-9470

電子メール koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

(2) 申込期間

令和7年7月7日（月）から同年7月14日（月）まで（土・日曜日及び祝日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

(3) 申込書類

ア 申込書を作成のうえ上記4(1)の申込場所に提出すること。

イ 上記2(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写し及び一般競争入札に参加を希望する者の会社概要を入札参加申込書に添付すること。

なお、「物品関係入札参加資格審査結果通知書」が申込時までに取得できていない場合は、下記6(2)の入札開始日時までに上記(1)の場所に持参すること。

(4) 入札参加資格の確認

ア 入札参加資格の確認基準日は、上記4(2)の最終日とする。

イ 申込者の入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和7年7月17日（木）までに入札申込者に文書（一般競争入札参加資格確認通知書）を電子メール又はファックスにて通知する。

(5) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、一般競争入札参加資格の確認以外には、入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された入札参加申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

5 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 入札、開札の場所及び日時

(1) 場所

兵庫県庁 1 号館 1 階入札室

(2) 日時

令和 7 年 7 月 22 日（火） 午後 2 時から

(3) 前記 4 (4)イの「一般競争入札参加資格確認通知書」を当日持参すること。

7 入札書の提出方法

入札書は、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者もしくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札の場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮にそれぞれ「初度入札」・「再度入札（2 回目）」・「入札辞退届（当初又は途中で辞退する場合）」と表記の上、宛名及び入札件名等を記入し、令和 7 年 7 月 17 日（木）午後 5 時までに前記 4 (1)の場所に必着すること。

8 入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(2) 入札書は所定の別紙様式によること。

(3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 件名は、前記 1 (1)に示した件名とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。

エ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出し、入札書には入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名があること。

(4) 入札金額は、別紙「入札に関する記載事項」に定める方法により、金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）を記載すること。

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税相当額を除いた金額）を入札書に記載すること。万

一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

- (6) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (7) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (8) 本件の入札公告に示す入札手続き等を十分承知のうえ入札すること。

9 仕様書等に関する質問

- (1) 仕様書等に関して疑問がある場合は、次により文書、電子メール又はファックス（様式は任意）で質問すること。

ア 提出場所

前記4(1)に同じ。

イ 提出期間

前記4(2)に同じ。

- (2) 質問に対する回答書は、令和7年7月17日（木）までに電子メール又はファックスにより通知する。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年7月17日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。なお、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第84条第1項第3号に該当する場合は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約予定総額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。なお、財務規則第100条第1項第3号に該当する場合は免除する。

11 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

12 無効となる入札

- (1) 前記 2 の入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 一般競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記 2 に掲げる一般競争入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

13 落札者の決定方法

- (1) 前記 1 の業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、県財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
なお、入札書を郵送等した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。
- (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札をする。
- (4) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは随意契約による。

14 入札に関する条件

- (1) 入札書は所定の日時及び場所に持参し、又は郵送等により到達していること。
- (2) 入札保証金が必要な場合、所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時まで提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和 7 年 7 月 29 日（火））までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、これらと入札内容が分明であること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 代理人が入札をする場合は、事前に承認された代理人に限る。

(9) 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。また、入札書に代理人の記名があること。

(10) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者

イ 初度の入札において、(1)から(9)までの条件に違反し無効となった入札者のうち(1)、(4)又は(5)に違反し無効となったもの以外の者

15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

16 契約書の作成

(1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から 7 日以内に契約担当者に提出しなければならない。

(2) 16(1)の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。

(3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通保有する。

(4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

(5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17 その他注意事項

(1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。

(2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしきも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

(3) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 条）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、

ア 暴力団または暴力団員でないこと

イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと

ウ 前記ア、イに該当することとなった場合は、契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置に異議を唱えないことを旨とする誓約書の提出を求めることとする。また、契約書には、ア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加することとする。

- (4) 入札時には、再入札に備えて予備の入札書、入札に使用する筆記具及び計算機(電卓)等を持参すること。

18 交付書類

- (1) 入札説明書
- (2) 仕様書
- (3) 契約書(案)
- (4) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
- (5) 入札書関係書類(入札書・委任状・辞退届・見積書(入札不調時協議用))
- (6) 誓約書

19 入札事務担当課

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県福祉部高齢政策課企画調整班 担当：山本

電話 (078)341-7711(内線73520) ファックス (078)362-9470

E-mail koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp